

1. 税務機関が印紙税の税務調査を行う前に、納税人自ら追納することにより、罰則を避けられる。(高雄市西区徴税所-2015/4/21)
2. 納税の漏れまたは統一発票の発行漏れによる営業税の追徴税額及び罰則金は、租税費用として認識してはならない(財政部中区国税局-2015/3/31)
3. 残業代の免税規定について(財政部中区国税局-2015/3/30)
4. 雇用主は実質的に従業員の食事手当を引き上げてはじめて、改正後の食事費免税額を適用することができる(財政部賦税署-2015/3/19)。

公表元	高雄市西区徴税所
テーマ	税務機関が印紙税の税務調査を行う前に、納税者自らが追納することにより、罰則を避けられる。
公表内容	<p>高雄市西区徴税所によると、租税公平を維持するため、印紙税検査規則の関連規定に基づき、2015年6月1日から2015年11月30日までの間に印紙税が必要な証憑の調査が行われる。</p> <p>6月1日までに1か月程度しかないため、税務当局は納税者に対し、調査期間までに各納税が必要な証憑を自己点検し、仮に印紙税の納税が必要であれば、早急に自主追納するよう促している。もし税務調査により発見されたならば、収入印紙を追加で貼付しなければならない上、不足税額の5倍から15倍の罰則金が課されることになる。印紙税は「軽税重罰」を採用しているため、一時の不注意で罰則されることのないよう注意喚起している。</p> <p>当局によると、納税者は地方税のウェブサイトのシステムから高額印紙税の納税書を印刷することができる。インターネットで申告したい場合は、先ずウェブサイト(<a href="http://www.kctax.gov.tw">http://www.kctax.gov.tw</a>)でインターネット申請番号を取得し、その後自宅またはオフィスで高額印紙税の納税書を印刷して納付することができ、便利かつ時間の節約となる。</p>
公表日	2015/4/21

公表元	財政部中区国税局
テーマ	納税の漏れまたは統一発票の発行漏れによる営業税の追徴税額及び罰則金は、租税費用として認識してはならない
公表内容	<p>財政部中区国税局東勢徴税所によると、営利事業者が税務調査によって納税の漏れまたは統一発票の発行漏れがあった場合、その営業税の追徴税額及び罰則金は、租税費用として認識してはならず、追徴を避けるため、営利事業者が所得税の確定申告を行う際には注意が必要である。</p> <p>当局の説明によると、「営利事業者加値型及び非加値型營業税法」(以下、營業</p>

	<p>税法)第 51 条及び 52 条により追徴された営業税及び罰則金を、租税費用として認識するケースはよく発見されるが、営利事業所得税審査準則第 90 条第 1 款によると、前述の営業税法による追徴税額及び罰則金は、当該事業者の費用または損失として認識してはならないため、当該税金費用は否認され、営利事業所得税が追徴されることになる。</p> <p>本件について不明な点がある場合は、当局の無料電話(0800-000-321)または中区国税局のウェブサイト(<a href="http://www.ntbca.gov.tw">www.ntbca.gov.tw</a>)から問い合わせることができる。</p>
公表日	2015/3/31

公表元	財政部中区国税局
テーマ	残業代の免税規定について
公表内容	<p>中区国税局東山徴税所によると、最近源泉徴収義務人より、機関・団体・公私営利事業の従業員が業務上の要求により、土日祝日に出勤して受け取る残業代は、源泉徴収が免除されるのかどうかという質問がよく行われている。</p> <p>当局の説明によると、労働基準法では雇用主が従業員に求める残業は、通常の業務時間と合わせて 1 日 12 時間を超えてはならず、また 1 か月に 46 時間を超えてはならないことになっており、この限度内の残業時間に対して受け取った残業代は所得税が免税となる。すなわち、1 日の通常の業務時間を 8 時間とすると、平日の残業時間が 4 時間以内であり、かつ 1 か月の合計が 46 時間以内であれば免税となる。</p> <p>また、もし従業員が雇用主の求めにより土日祝日に残業した場合、当日の業務時間が 8 時間を超えていなければ、それに対して受け取る残業代は免税となり、また 1 か月の限度である合計 46 時間には算入されない。但し、もし土日祝日の業務時間が 8 時間を超える、例えば 10 時間とすると、超過している 2 時間は 1 か月合計に算入され、それでも 46 時間を超えていなければ免税となる。もし 46 時間を超過している場合は、所得税が課税される。</p> <p>当局は、この他にも、もし会社が残業時間の多寡に関わらず、毎月定額で残業代を支払う方法を採用しており、一律の金額を予め支払っている場合に注意が必要だとしている、すなわち、このような給付方式を採用している会社は、当該残業代の性質は手当と同様であり、免税規定を適用することができず、全額が所得税の課税対象となる。</p> <p>もし残業代に対する所得税の課税について不明な点がある場合は、当局の無料電話(0800-000321)または中区国税局のウェブサイト(<a href="http://www.ntbca.gov.tw">www.ntbca.gov.tw</a>)から問い合わせることができる。</p>
公表日	2015/3/30

公表元	財政部賦税署
テーマ	雇用主は実質的に従業員の食事手当を引き上げてはじめて、改正後の食事費免税額を適用することができる
公表内容	<p>財政部によると、当局が先日公布した、2015年1月1日より営利事業者及び執行業務者が、残業の食事代を含む実際に提供している食事又は毎月定額支給する食事代金が、一人当たり月額2,400元以内の場合、従業員の給与所得とはしないとする規定は、雇用主に対し、適切に物価を反映させ、従業員へ食事費を補助し、給与を増額させ、従業員の福利厚生を拡大するよう促すためのものである。従って、もし営利事業者及び執行業務者が、実際に食事手当を増額せず、従来の給与を食事手当に振り替え、単に従業員の課税対象給与を減らすために利用することは、今回の実質的に従業員の食事手当を引き上げるという主旨に合致せず、従業員の権益を損ない雇用主と従業員との争議を生む恐れがある。</p> <p>一部の営利事業者より、上記規定の公布の後、適時に給与の増額及び食事手当の引き上げの作業を行うことができず、2015年上半期の各月の食事手当を遡及処理できるかという質問があるが、これに対して財政部は次の例を挙げて説明している。例えば、営利事業者及び執行業務者がもともと従業員に支給している食事手当を1,800元とし、2015年7月から食事手当を増額し、かつ上半期6か月分の食事手当を追加支払いした場合、その追加支払額とすでに1月から6月に支払済みの金額との合計が2,400元の限度額内であれば給与所得とはならない。また、超過している場合は超過部分を従業員の給与所得に振り替え、費用として計上できる。</p> <p>財政部が重ねて注意喚起するのは、雇用主が実際に食事手当を増額してはじめて、2015年1月1日から上記の食事手当限度額の引上げの規定を適用できるということである。雇用主は、政府による従業員の給与を増額するための政策を実行し、従業員の福利厚生を拡大してモチベーションを向上させ、ともに永続経営のための優良な環境を創り出すことが必要であるとしている。</p>
公表日	2015/3/19

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各額所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、 要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14001839

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)